

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 項第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定等に係る指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人杏嶺会  
一宮市富田字流筋 1679 番地 2
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
一宮市はとぼっぼ  
一宮市真清田 1 丁目 2 番 30 号
- 3 指定等の年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定等に係る指定障害児通所支援の種類  
児童発達支援
- 5 事業の主たる対象者 特定なし
- 6 事業所番号 2352101329